

平成 23 年度事業報告書（添付資料等除く）

1 平成 24 年度賃貸料算定方法の見直し及び事務委託費の増額要請行動について

平成 24 年度賃貸料については、本会に設置された賃貸料算定研究委員会の報告書に基づく、賃貸料算定方法の見直しと要求額 1,782 億円（平成 21 年度比 1.96 倍増）を総会で決定し、4 月 7 日に全役員で沖縄防衛局長に要請した。

さらに、三役は 4 月 13 日に北澤防衛大臣と面談して、1,782 億円の要求額は、賃貸料の評価方法への投影方式の導入、危険負担や逸失利益への損失補償を組み入れた結果であり、平成 24 年度の再契約の適正な要求額であるとして満額措置を強く訴えた。

賃貸料の交渉については、理事による直接交渉を行う前に、賃貸料算定研究委員会委員を交えた専門会議、理事から代表を選出した調整会議を行い、その結果を理事会へ報告しながら進めていった。

しかし、9 月末、防衛省は本会と妥結をしないまま、概算要求を「対前年度比 1.1%増」として、一方的に決定した。

そのことから、本会は、要請活動をより強化し、交渉力を高めていくために、11 月 13 日、「返還跡地対策への新法制定と賃貸料算定方法見直し等の実現に向けた軍用地主総決起大会」を開催した。大会へは、副知事、県議会副議長、国会議員等を迎え、関係地主 1,400 名の参加の下、大会決議として、「契約更新時の賃貸料については、『沖縄の特殊性』と『評価地目の見直し』等を考慮して算定方法を見直し、予算措置を行うこと」を決議、再契約への要求達成に向けた一致団結を確認した。

こうしたなか、12 月 2 日に防衛省担当者と会長が面談した際、担当者から、「12 月末に防衛省予算案は賃貸料を多少上乘せして編成するので、同意書の原本を提出してもらいたい」という打診と共に、「予約契約締結への同意は同意書のコピーでも、その意志表示がされたものと見なすことができる」との見解が打ち出された。この「コピー問題」が発生したことから、12 月 7 日に理事会を開催し、出席した防衛省地方協力局真部次長へ「コピー問題」に対する見解と併せて予算案についての説明を求めたところ、直ちに同意書コピーを返却するという考えはなく、賃貸料の予算については「1.64%増」とする案が提示された。これに対し、要求額と大きな開きがあることから、当面「コピー問題」の解決を優先させる必要があるとして、同意書コピーの返却を沖縄防衛局へ求めた。12 月 13 日には提出した同意書コピーの「土地建物等賃貸借契約予約締

結同意書の写し（コピー）を提出した目的と予約契約締結への意志表示について（通知）」の文書の発送をし、12月14日には三役が上京して一川防衛大臣と面談し、抗議を行ったが、「コピー問題」の解決には至らなかった。

賃貸料に関する防衛省との交渉が進展していない中、12月末、防衛省は本会と妥結をしないまま、約932億円（対前年度比1.64%増）で予算案を決定した。

防衛省予算案が極めて低額であることから打開策を講ずるべく、1月20日に地主会正副会長会を開催して「コピー問題」への対応を協議し、継続して同意書コピーの回収要請を行っていくことを決定した。

一方で、2月18日の理事会において平成24年度賃貸料は「1.64%増」として国の予算案が決定したことから、本会としても同予算案を受け入れることを決定した。併せて、平成25年度の賃貸料については、引き続き賃貸料算定方法の見直しを求めていくこととした。

3月29日の総会においては、契約期間が満了する5月14日に向けて賃貸料算定方法の見直しを継続して要請し、解決を目指していくこととした。

平成24年度の事務委託費の要請については、本来、国が行うべき賃貸料の請求・受領や所有権移転等の手続きに関する業務を各地主会が担ってきていることから地主会の負担軽減を図るべく増額措置を訴え、要請活動を展開した。なお、平成23年度の事務委託費は、前年度同額の5,000万円となった。

2 「返還特措法」及び「沖振法」の見直し・延長に向けた要請行動について

駐留軍用地が返還された後の原状回復や給付金の支給等を定めた「返還特措法」と「沖振法」が3月末で失効することから、失効後も関係地主が不利益を被ることがないように、沖縄県と連携を取りながら、現行法で不十分だった事項を中心に協議、検討を行い、内閣府、防衛省等に対して要請した。

また、9月16日に琉球新報社が主催した「シンポジウム：基地跡地利用を考える」へ積極的に参加し、会長がパネラーとして登壇して地権者の思いを訴えた。さらに、11月13日に「返還跡地対策への新法制定と賃貸料算定方法見直し等の実現に向けた軍用地主総決起大会」を開催し、「沖縄県が求めている『駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）』を国の責務として制定すること」を決議して新法制定に向けた一致団結を確認した。

さらに、12月15日、民主党沖縄政策プロジェクト・チーム総会で会長が意見陳述を行って、新法制定の必要性を訴えた。また、12月16日、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会へ参考人として会長が新法制定の必要性について意見陳述、1月17日、同委員会による沖縄での現地視察・意見交換へ

は三役が出席して意見表明を行い、現行法の問題点を指摘、新法制定の際に取り入れるべき事項等について主張した。

3月31日には、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用特措法）が制定された。この法律には本会の主張が概ね取り入れられるなど、要請活動を通じて一定の成果を得ることができた。

3 平成24年度の再契約に係る事務委託費及び更新協力費措置要請行動について

平成24年度の再契約に係る事務委託費は、土地所有者からの再契約の予約に係る同意書、委任状及び印鑑証明書等の取り付け、意思の疎通を図るために必要な処理や一連の事務に要する費用として、防衛省に対して3億円を要請した。また、再契約に応じた地主に対して支給される更新協力費については、一人あたり50万円の支給をするよう要請したが、国からの明確な回答を得るまでには至らなかった。

4 位置境界未確定問題の解決要請行動について

駐留軍用地等の地籍明確化は、「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」に基づき作業が進められてきたが、一部地域においては、集団和解による関係地主の協議が整わず、今なお嘉手納飛行場など4施設7小字が「位置境界未確定」の状況にある。

その中で、「旧那覇空軍・海軍補助施設（那覇市字鏡水崎原）」における一部民有地（崎原）については、那覇軍用地等地主会と連携しながら7月11日に大阪航空局、8月17日に国土交通省に対して、未払い賃貸料等の問題で地権者が不利益を被っている実状を訴え、早期に解決してもらうよう要請活動を行った。その結果、平成24年度予算において賃貸料が予算措置される目途がついたことから、位置境界未確定問題が解決される見通しになった。

5 委員会設置及び活動について

(1) 土地連会館建設委員会の活動について

本委員会（山田委員長）は、「会館建設調査検討委員会の報告を踏まえ、会館建設に向けた具体的な検討を行い、基本計画を策定する」ことを目的に、平成23年1月28日に第1回委員会を開催して以来、「会館建設基本計画書」の策定に向けた協議、検討を行ってきた。同委員会は、計5回開催し、報告書を

とりまとめ、5月13日には委員長から本会の会長に対して報告書が手交された。

同報告書では、「土地連の経緯、歴史的背景を内外に知らしめるため配慮した施設とし、適切な広さの資料展示スペース等を確保すること」「地域の風土特性を考慮した建物とすること」等の設計方針、基本計画がまとめられている。

5月23日に同報告書は理事会に報告されて了承された後、設計業者の選定を行い、設計業務を発注した。

(2) 新公益法人制度に係る法人移行調査検討委員会の活動について

本委員会（大城委員長）は、「公益法人制度改革に伴う「移行先法人」等への対応策を調査、研究する」ことを目的に、平成22年2月9日に第1回委員会を開催して以来、「移行先法人」に向けた協議、検討を行ってきた。

同委員会は、計12回開催し、報告書を取りまとめ、2月7日には委員長から本会の会長に対して報告書が手交された。同報告書では、「我が国の防衛行政への多大な貢献を行いつつ、かつ国民の安全・安心な生活の確保に寄与するための政策提言を行う」ことや、「組織のステイタス」維持の観点から「移行先法人は公益社団法人」が望ましいとの結論になった。

2月18日及び3月12日の理事会へ委員長が出席して、報告を行い、協議した結果、移行先法人については、公益社団法人とする方向性で了承された。

(3) 土地連会館建設に伴う財政等検討委員会の活動について

本委員会（宮城委員長）は、「新会館建設に向けた財政面に関する具体的な検証を行い、適正かつ効率的な現会館の処分方法及び資金計画等の検討を行う」ことを目的に、10月18日に第1回委員会を開催して以来、「現会館の処分方法、新会館建設に向けた資金計画等」の協議、検討を行ってきた。

同委員会は、計4回開催し、報告書を取りまとめ、2月18日には委員長から本会の会長に対して報告書が手交された。同報告書では、「現会館の処分方法（売却）は、建物付処分、更地化処分のいずれかの方法に絞るのではなく、両方の方法で買主へアプローチしていただき、新会館建設に要する経費は、本会の自己資金と現土地連会館敷地売却額の範囲で賄うこと」等の基本的な考え方が示された。3月12日に同報告書は理事会に報告されて了承された。

6 現行事業の充実及び強化について

(1) 委任に伴う賃貸料受領事業の充実強化について

本年度の賃貸料前金払分は6月17日から受け入れを開始し、7月15日までに受領した約815億円を7月20日付で各地主会指定の預金口座へ送金した。精算払分約9億円については、単価交渉の妥結状況を確認しつつ請求書を提出し、12月19日から受け入れを開始するとともに、順次、各地主会へ送金した。

(2) 共済融資斡旋事業の充実強化について

共済融資事業は、「軍用地等地主の相互扶助並びに福利増進を図る」ことを目的に、県内5金融機関の協力のもとで実施してきた。昨年度から、共済基金の効率的な運用と需要に応えるために融資限度額を2,000万円に増額し、同事業の充実強化を図った。

また、共済融資斡旋事業の推進を行うために、チラシ・ポスターを作成して各地主会や金融機関を通じて地権者へ配布するなど、普及活動を行った。

その結果、融資残高は約172億円、2,748件で、そのうち、本年度の取扱は約57億円、494件という実績となった。

(3) 財産管理土地（所有者居所不明土地）について

本会では、軍用地等の所有者居所不明の土地に係る財産管理人として、賃貸料の請求・受領、固定資産税の納付、裁判所への管理報告などを行っている。

本年度は、登記簿等で居所不明者の確認を行った結果、1件分が解決し、裁判所の審判を得て、関係者へ引き継いだ。

7 軍用地等の返還状況について

本年度は、キャンプ・ハンセンにおいて恩納バイパス道路用地としての一部返還、ギンバル訓練場においてSACOによる返還があった。